

契約段階における「労務費の基準」の運用方針(案)

運用方針の基本的な考え方

◆改正後の建設業法第20条では、受注者に対して、労務費等の内訳を記載した見積書を作成するよう努力義務を課すとともに、注文者に対して、見積書の内容を考慮するよう努力義務を課している。

(建設工事の見積り等)

第二十条 **建設業者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの**材料費、労務費及び**当該建設工事に従事する労働者による**適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの**(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の**内訳**並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数**を記載した建設工事の見積書**(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

4 建設工事の**注文者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載**見積書の内容を考慮するよう努めるもの**とし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。



改正法の施行に当たり、以下の事項について、国がガイドラインで定める予定。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 「労務費の基準」を活用した適正水準の労務費 | (方針1～4) |
| ② 受注者による見積書の作成 | (方針5～11) |
| ③ 注文者による見積書への対応 | (方針12～15) |

方針 1：同じ職種の作業について、労務費の基準が想定する標準的な条件や、標準的な歩掛以外で施工する場合の見積り方法について

- ⇒ 「労務費の基準」は標準的なケースでの労務費を示すものとし、個々の工事について契約を行う際には、契約当事者が、当該工事現場の施工条件を踏まえて適正水準の労務費の額を算出した上で、見積りや協議を行う。
たとえば、小ロット工事など、「労務費の基準」が想定する標準的なケースよりも歩掛が悪くなる工事では、「労務費の基準」の額よりも高い労務費が適正となる。【3ページ参照】
- ⇒ 受注者が、機械導入等で生産性を上げることにより、「労務費の基準」よりも低い労務費の額で見積りを行うことは認められる。
ただし、実際にその歩掛で施工できる理由について、注文者や建設Gメンに対して疎明できることが必要であり、無根拠に歩掛を割り引いて見積りをすることは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となるおそれがある。【4ページ参照】
- ⇒ 受注者が、技能の高い技能者が施工するとして、「労務費の基準」よりも高い労務費の額で見積りを行うことは認められる。
また、受注者が「労務費の基準」と同額で見積もる場合に、その内訳が、労務単価部分を低く、効率を悪くしていたとき、適正な見積りとして認めることとするか。【5ページ参照】

【例】ある職種について、労務費の基準が15万円の場合

※数字は議論用の値であり架空のもの

150,000円/t

労務費の基準の値

計算方法

30,000円/人日

公共工事設計労務単価の値

×

5人日/t

標準的な歩掛の値

個々の工事での見積り・契約…**施工条件が悪い現場**の場合（例：標準的なケースよりも小ロット工事の場合）

180,000円/t

計算方法

30,000円/人日

×

6人日/t

標準的なケースよりも手間がかかる工事の場合には、歩掛が悪くなり、「労務費の基準」よりも高い労務費で見積りを行うことが適正となる。
ただし、受発注者間において歩掛の妥当性について交渉することは否定されない。

個々の工事での見積り・契約…**施工条件が良い現場**の場合（例：標準的なケースよりも大ロット工事の場合）

120,000円/t

計算方法

30,000円/人日

×

4人日/t

標準的なケースよりも手間がかからない工事の場合には、歩掛がよくなり、「労務費の基準」よりも低い労務費で見積りを行うことが適正となる。
ただし、受発注者間において歩掛の妥当性について交渉することは否定されない。

【例】ある職種について、労務費の基準が15万円の場合

※数字は議論用の値であり架空のもの

150,000円/t

労務費の基準の値

← 計算方法

30,000円/人日

公共工事設計労務単価の値

×

5人日/t

標準的な歩掛の値



個々の工事での見積り・契約…受注者が労務費の基準よりも低く見積もる場合

※施工条件は基準が想定する場合と同様と仮定

基本的に

60,000円/t

← 計算方法

30,000円/人日

×

2人日/t

機械導入等で生産性を上げる（歩掛をよくする）ことで、労務費を縮減することは認められる。
ただし、実際にその歩掛で施工できる理由について、注文者や建設Gメンに対して疎明できることが必要であり、無根拠に歩掛を割り引いて見積りをすることは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となるおそれがある。



140,000円/t

← 計算方法

28,000円/人日

×

5人日/t

労務単価部分を引き下げることで、労務費を縮減することは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となるおそれがある。



60,000円/t

← 計算方法

12,000円/人日

×

5人日/t

労務単価部分を著しく引き下げることで、労務費を縮減することは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となる。

【例】ある職種について、労務費の基準が15万円の場合

※数字は議論用の値であり架空のもの

150,000円/t

労務費の基準の値

計算方法

30,000円/人日

公共工事設計労務単価の値

×

5人日/t

標準的な歩掛の値

個々の工事での見積り・契約…受注者が労務費の基準以上に高く見積もる場合

※施工条件は基準が想定する場合と同様と仮定

200,000円/t

計算方法

50,000円/人日

×

4人日/t

40,000円/人日

×

5人日/t

高い技能を有する技能者が施工するとして、労務単価部分が高くなり、結果として労務費が高くなることは適正である。ただし、受発注者間において単価の妥当性について交渉することは否定されない。

?

150,000円/t

計算方法

20,000円/人日

×

7.5人日/t

※200,000円/t等、基準より高額な見積りでも同様の論点

基準が想定する場合と同条件下において、「労務費の基準」と同額以上で見積もる場合であっても、その内訳が、労務単価部分を低く、歩掛も悪くしていた場合、適正な見積りとして認められることすべきか。

【可とするメリット】 契約当事者において、基準と同条件・同額の見積りをしているのに違法となる可能性を排除できる。

契約後、実際の施工時に、見積り時の想定より多い人工数で施工した場合の扱いとのバランスを保てる。

【可とするデメリット】 公共工事設計労務単価水準より低い単価をベースに労務費を見積もること・見積り変更依頼することを許容するメッセージが発信され、適正水準の労務費（賃金原資）の確保・行き渡りの実効性を低下させる恐れがある。

方針 2 : 「労務費の基準」で示される労務費に含まれる内容について

- ⇒「労務費の基準」における「労務費」については、賃金の原資を発注者から下請まで行渡らせる趣旨から、基本的に賃金相当分を見込むものとする。
- ⇒具体的には、公共工事設計労務単価を基礎として基準を作成することとし、同単価を構成する
- ①基本給相当額(基本給、出来高給)
 - ②各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当(家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等)
 - ③実物給与(通勤用定期、食事の支給)
 - ④臨時の給与(賞与、臨時の賃金、退職金)
- の①～④相当分を「労務費の基準」における労務費の内容として含むこととする。

方針 3 : 労務単価を固定することと請負契約としての生産性向上意欲の維持との関係について

- ⇒ 労務費の基準に基づく見積りの新ルールの導入後において、請負契約としての受注側の生産性向上意欲を維持する観点から、契約時に見込んだ労務費と実際の施工時に要した労務費に差分が生じた場合であっても、契約当事者双方の責めに帰さない労務費の変動等の事情がない限り、そのリスク及び利益の帰属は受注側にあるものとし、精算を想定しないこととする。

方針 4 : 登録基幹技能者や下請の主任技術者と労務費の基準を使った見積りとの関係について

- ⇒ 技能の高い技能者は、施工管理を行う「技術者」としての側面を持つこともある。(例:登録基幹技能者、下請の主任技術者)
- ⇒ しかし、下請が雇うこれらの者は「技能者」であることに変わりないため、元請が「労務費」を積算する際には、これらの者の賃金を含めて下請から見積りをとる必要がある。

運用方針②(受注者による見積書の作成)

方針5：材工分離の見積りの促進について

⇒総価での請負契約の中で技能者の賃金の原資となる労務費を適正に確保する観点から、職種や下請次数、業界、会社規模等を問わず、労務費の基準を参照し、施工に必要な経費の内訳を明示した材工分離の見積りの実施に努めることとする。

方針6：元請ないし再下請を行う下請が、見積りを取らずに請負金額を提示する場合について

⇒元請が下請から事前に見積りを取らずに下請に対して労務費額を提示する場合(たとえば、大手ハウスメーカーが零細下請業者と契約するケースなどで行われている)でも、「労務費の基準」を踏まえた適正水準にするとともに、下請側との価格交渉に対等な立場で応じる必要がある。

運用方針②(受注者による見積書の作成)

方針7：元請ないし再下請を行う下請が、受注側からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて

⇒元請から発注者へ見積書の提出が1回のみではなく、事業構想段階では超概算の見積書、基本計画段階では概算の見積書というように、設計が具体化するに従い見積書の精度を上げていくことも想定される。この場合において、元請が、当初段階では下請からあらかじめ見積りを取らずに発注者に見積書を提出し、実施設計段階など設計が具体化された段階で下請から見積りをとることも想定される。

⇒元請(※1)が発注者に提出する見積書における労務費額については、

- ①全ての下請から見積書が提出された場合には、元請がそれらの労務費額を合算する
- ②下請が決まっていない、下請に見積りを取らないなどの理由により、下請から見積書の提出がない場合には、元請自身が職種ごとに「労務費の基準」を活用して見積りを行って労務費額を算定する
- ③一部の下請のみから見積書が提出された場合には①②を混合することが想定される。

※1 元請・下請間、下請・下請間も同様

⇒上記の②③のケースで、見積りをとっていなかった下請から、注文者側が想定していたよりも多額の労務費を請求された場合に、下請の見積りが基準に照らして適正な金額である場合には、注文者が上位契約の額を理由として下請契約の労務費にしわ寄せをする(又は総額として原価割れとなる契約とする)ことは違法な見積り変更依頼等の建設業法違反の行為となりうる。

従って、そのような場合には、元請は自らが負担して適正金額を下請に支払うか、注文者と協議して契約総額を増額する(※2、※3)。(住団連の自主行動計画では「売価と工事原価は別物であり、元請の利益低下を下請からの見積工事原価に対するダンピングで回収することはしない」旨の記載があり、これと同様の考え方)

※2 下請・下請間も同様

※3 この場合、発注者側は、(契約当初に予見し得なかった事情が生じたことに起因する場合を除き)当然に契約総額を変更する義務を負うものではない。

運用方針②(受注者による見積書の作成)

方針8：特に中小事業者を念頭に置いた見積り支援策について

⇒ 以下のような施策を総合的に講じることにより、従前見積り慣行に乏しかった中小事業者による見積り慣行の確立を支援する。

- ① 業界団体(職種別専門工事業団体その他技能者を直用する事業者の団体、一人親方が加盟する団体を想定)において、労務費を始めとする工事の適正な施工に必要な経費の見積りに資する標準見積書(見積書のフォーマット)を作成する。その際、国として業界団体の対応に資するよう、「標準見積書の作成手順」を作成する。
- ② 業界団体において、見積り相談窓口を設置する。
- ③ 国において、実務者向けの「労務費の基準」の解説及び実際の見積り時における基準の当てはめに係る考え方等を整理したガイドラインを示す。

方針9：許可不要業者による見積りへの考え方について

- ⇒ 許可不要の範囲で建設業を営む者については、技能者の処遇改善努力義務(法25条の27②)、見積りの努力義務(法20条①)、著しく低い労務費等による見積りの禁止、注文者による労務費等が著しく低くなるような見積り変更依頼の禁止等の今回新たに設けられたルールは対象外となっている。一方で、こうした許可不要の零細業者こそ、労務費の基準を活用した適正な施工に要する労務費を確保することが必要であり、許可業者と同様に適正契約・材工分離の見積りの実施に努めるものとする。
- ⇒ なお、注文者側からの総価での原価割れ契約の禁止(法19条の3①)、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告(法41条①)等の規定は全ての建設業を営む者に適用されることとなる。

運用方針②(受注者による見積書の作成)

方針10：DB（デザインビルド）方式契約その他詳細設計が決まらないまま受注者が決まる契約における、設計段階での見積りに関する労務費の内訳明示に係る考え方について

⇒建設業者が注文者に対して建設工事の見積りを行う際には、内訳明示の努力義務の対象となる。

方針11：PFI契約における、見積りに関する労務費の内訳明示に係る考え方について

⇒ PFI(Private Finance Initiative)とは、官民連携(PPP Public Private Partnership)の一形態で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」により事業の枠組みが設けられているところ。(内閣府民間資金等活用事業推進室「PFI事業の概要」p2)

PFI法に基づく事業契約(PFI事業(PFI法第2条第4項に定める選定事業))に関連して、選定事業を実施するため公共施設等の管理者等と選定事業者(選定事業を実施する者として選定された民間事業者)が締結する契約)は、PFI事業の内容として公共施設の建設等を含む場合でも、建設工事の請負契約には該当しないことから、事業契約の締結に関連して、選定事業者が労務費を内訳明示した見積りの努力義務が課されることはない。

一方、選定事業者が選定事業を実施する一環として建設工事の請負契約を発注する場合には、当該契約は建設業法の適用対象となり、受注側からの見積りに関する努力義務規定が適用されることとなる。

運用方針③(注文者による見積書への対応)

方針12：注文者側による受注者の見積りへの対応について

⇒ 注文者側においては、受注側が提出した見積りについて、内容を考慮するよう努める必要がある。ただし、受注側の見積りが高額すぎて妥当でないと考えられる場合には、受注側と協議の上見積りの修正を依頼することは差し支えない。

なお、この際、労務費部分について労務費の基準等に照らして著しく下回ることとなる見積りの修正依頼は禁止されていることに留意が必要であるとともに、見積りを無視し、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止されていることに留意が必要である。

方針13：注文者が見積りを提出した者と契約しないことについて

⇒ 注文者側において、受注側の見積りが高額すぎて妥当でないと考えられる場合に、見積りを提出した者と契約しないことは差し支えない。

ただし、注文者が他の者と契約しようとするときに、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは禁止されていることに留意が必要である。

運用方針③(注文者による見積書への対応)

方針14：注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について

⇒ 注文者側において様式を指定して見積りを求める場合においても、受注者側が労務単価、歩掛、必要経費等の内訳を明示して注文者と交渉できる様式とすることが求められる。

方針15：適正な見積期間の確保について

⇒ 建設業法第20条第4項においては、注文者は、契約を締結するまで又は入札を行うまでに、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、提示から契約の締結又は入札までに、建設業者が見積りをするために必要な一定の期間を設けなければならないこととしており、その期間については、政令で、原則として、工事1件の予定価格が500万円未満の工事については1日以上、500万円以上5,000万円に未満の工事については10日以上、5,000万円以上の工事については15日以上、の見積期間を確保する必要があるところ。

今回の改正において、見積りの重要性が高まるところであり、注文者においては、本政令の規律も踏まえ、改めて、十分な見積期間の確保に留意する必要がある。